

北海道虻田高等学校いじめ防止等に係る基本方針

国

「いじめ防止対策推進法」

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

北海道

「北海道いじめ防止等に関する条例」

- 1 目的 いじめの未然防止、早期発見及び早期解消等のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与すること

家庭

「いじめ防止対策推進法」

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

学校

- 1 いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめ防止のための基本方針 ※ 詳細は、裏面を参照してください。
 - (1)いじめの定義 <いじめ防止対策推進法 第2条を踏まえる>
 - (2)具体的ないじめの態様 <文部科学省 いじめの防止等の基本的な方針より>
 - (3)いじめ防止等のための対策の基本方針
- 3 いじめ防止等のための組織

「いじめ防止対策委員会」 <構成:教頭・生徒指導部長・教育相談担当・各学年主任>

 - ・いじめ対策の点検・評価
 - ・年間指導計画の作成
 - ・教育相談・研修計画
 - ・相談窓口の設置
 - ・生徒・保護者啓発
 - ・重大事態(プロジェクトチームの編成)など
- 4 いじめの防止等に関する措置
 - (1)いじめの未然防止 <いじめを許さない集団づくり、倫理観・道徳性の醸成、規律ある集団づくりなど>
 - (2)いじめの早期発見 <アンケート調査、教育相談、保護者等との連携、生徒の主体的活動、相談窓口の設置など>
 - (3)いじめの発見と解決 <組織的対応、事実関係の調査、被害者・加害者・周囲の生徒対応、保護者との連携>

< 北海道虻田高等学校 いじめ防止基本方針 >

(1) いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法、第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの定義から除かれていた「けんか」や「ふざけ合い」であっても、その背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。

(2) 具体的ないじめの態様 <文部科学省「いじめ防止のための基本的な方針」より>

- ① ひやかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、殴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめ防止等のための対策の基本方針

「いじめは、どの学級でもどの生徒にも起こりえる」という認識のもと、いじめ防止のための対策を次の基本方針として定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ行為は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒に理解できるよう指導する。
- ③ いじめの問題への対応は、教職員の生徒に対する生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や、生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけさせるなど、望ましい集団づくりに努める。
- ④ いじめの問題への対応は、学校における重要課題のひとつであり、一人の教職員が抱え込むことなく、組織として一貫した対応をする。
- ⑤ いじめの問題への対応は、生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。そのため、保護者と十分な連携を取りながら信頼関係を構築し、関係諸機関との連携協力に努める。
- ⑥ 教職員の言動が大きな影響力を持つことを自覚し、生徒との適切な関係を構築する。
- ⑦ いじめの「解消」の判断基準は、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件であるが、満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復など他の事情も勘案して判断する。

<いじめ相談窓口>・・・【校内】いじめ防止対策委員会（生徒指導部長：山口教諭）
[担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭等に相談してください]
0142-76-2622
・・・【校外】北海道教育委員会 子ども相談支援センター
0120-3882-56